

条例素案の主な内容

まちづくり基本条例の策定に向けた取り組み

市は、多くの市民の参画によるまちづくりを進めるため、市民と行政との仕組みを定める『登別市まちづくり基本条例』を策定することとしています。

このため、昨年6月、この条例素案作りに向けて、42名で構成する『登別市まちづくり基本条例検討委員会』を設置し、今年7月に同委員会から条例素案を含む提言書が提出されました。

この条例素案の基本的な考え方としては、公正・公平で、情報がいつでも公開される市民自治を実現することです。

このため、市民、行政、議会の役割を明確にするともに、市民と行政の協働のあり方を検討する機関の設置を提唱しています。

検討委員会の会議録は、市役所市民会館、各支所に備えるとともに、市のホームページに掲載していますので、ご覧ください。

市は、この条例素案を基に、原案作りの作業を進めています。

今後は、議会や庁内における意見調整、市民からの意見聴取などを行った上で、平成17年3月までに条例案をまとめることとしています。

目的

この条例は、登別市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民・行政・議会のそれぞれの役割や責任を明確にし、互いが協働してまちづくりを推進し、市民自治の実現を図ることを目的としています。

まちづくりの基本理念

市民は、市民自治を実現するため、自ら学ぶとともに、市民の権利を行使し、まちづくりに参加することとします。

市は、市民の知る権利を保障するとともに、十分な説明責任を果たし、また、市民がいつでもまちづくりに参加できるように、参加の機会を保障することとします。

議会は、広くまちづくりの課題と争点を明らかにし、市にとって最良の意思決定を行います。

情報の公開と共有

市が保有する情報は、市民の財産であり、市民は、まちづくりに関する情報について、知る権利を有しています。

そのため、市は、その情報に関して、迅速かつ容易に市民が取得できるように常に整理・保存するとともに、提供した情報に対する市民からの意見・提言などをまちづくりに反映するよう努める必要があります。

市民参画の推進と協働

市民は、まちづくりの主体者として、誰もが平等な立場でまちづくりに参画する権利を有しているとともに、まちづくりの活動においては、自らの発言と行動に責任を持つことが必要です。

市は、まちづくりの基本的な事項を定める計画や条例の立案にあたっては、市民参画を推進するため、その環境整備を図ることが必要です。

その具体策の一つとして、直接市民の意思を確認するため、市民投票制度の導入を検討していきます。

連携と協力・協働

まちづくりを推進するためには、市民一人ひとりが豊かな暮らしをつくることを目的とした組織や集

